

2020年4月から飲食店やオフィス・事務所など、 様々な施設でスタート!

受動喫煙によってリスクが高まる病気には

肺がん、脳卒中などがあります。

年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ

これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。

これまで日本での対策は、

それぞれの施設での努力義務に留まっていたが、

今回行われた法改正は、

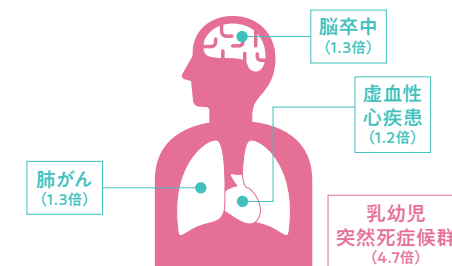
2020年4月から多くの人を利用する施設について、

原則、屋内禁煙とすることを義務づけることとしています。

受動喫煙を取り巻く各種データ



国民の **8** 割以上は非喫煙者



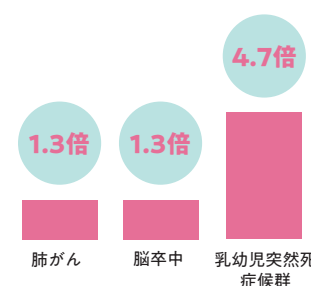
年間 **15,000人** が、
受動喫煙を受けなければ、
これらの疾患で **死亡** せずに済んだと推計。



飲食店 37% 遊技場 30% 職場 28%

非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所

出典：平成30年国民健康・栄養調査



受動喫煙を受けている者の
「**り患リスク**」は高い

※受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、
病気になるリスクが何倍か

出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会 報告書」
国立がん研究センター がん情報サービス

改正法の全体像

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律(「改正法」)が成立しました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。これにより、多くの人を利用する全ての施設において、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となります。

改正法の体系

子どもや患者等に特に配慮すべき施設

- 学校、児童福祉施設
- 病院、診療所
- 行政機関の庁舎 等

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために
必要な措置がとられた場所に、
喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日施行

上記以外の施設

- 事務所
- 工場
- ホテル、旅館
- 飲食店
- 旅客運送事業船舶、鉄道
- 国会、裁判所 等

※個人の自宅やホテルの客室など、人の居住の
用に供する場所は適用除外

経営判断 等

経過措置

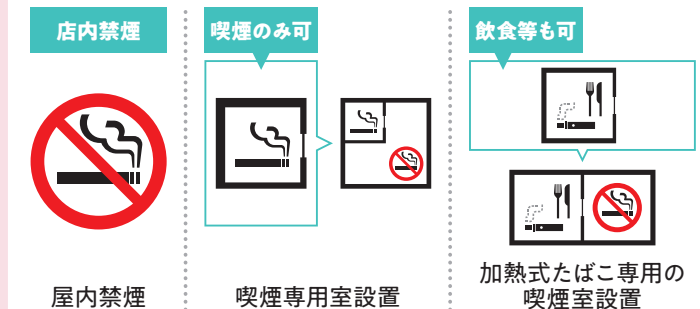
- 既存の経営規模の
小さな飲食店

個人又は中小企業が経営/
客席面積100㎡以下

原則屋内禁煙

(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)

経営判断により選択



喫煙可能な場所である旨を
掲示することにより、店内で喫煙可能

- ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
- ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、
非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

飲食可



店内での喫煙可

2020年
4月1日施行

- 屋外
- 家庭 等

喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる
場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日施行

※喫煙を主目的とする以下の施設では、施設内で喫煙が可能です。

■喫煙を主目的とするバー、スナック等 ■店内で喫煙可能なたばこ販売店 ■公衆喫煙所

※ただし、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けとなります。

②来店客・従業員ともに20歳未満は立ち入れません。

※喫煙目的施設に関しては、喫煙目的室を参照(P.4)してください。

※各種喫煙室の区分に関する詳細については、各種喫煙室早わかりも参照(P.4)してください。

※施行のスケジュールに関しては、施行スケジュールについても参照(パンフレット裏表紙)してください。